

vol.44-1 (通算490号)

2014年4月号

# やどかり

2014年4月15日発行  
(毎月1回15日発行)  
1987年12月19日第三種郵便物認可  
発行人 公益社団法人やどかりの里  
代表者 土橋 敏孝  
〒337-0043  
さいたま市見沼区中川 562  
TEL 048-686-0494  
FAX 048-686-9812  
定価 50円(含会費)

## 2014年度 やどかりの里 活動方針(案)

### 障害者権利条約元年

### 協働の活動づくり

#### 社会保障後退に対抗する地域実践・運動

## I. やどかりの里を取り巻く状況

### 1. 障害者権利条約元年

2014年度は障害分野にとって新たな出発の時となる。障害者権利条約(以下権利条約)の批准国となったことである。障害のある人となない人の平等と公平が実現する社会を求めていくのである。

前文と50条の本則からなる権利条約は、さまざまな方面において、国や自治体、国民の考え方の転換を迫っている。象徴的なのは、障害ゆえに必要な支援を受けることは障害のある人の権利であると明記していることであろう。そして、障害のとらえ方もさまざまな機能障害があることに加え、社会にある障壁によって他の者との平等が損なわれている場合も含んでいる。権利条約は社会の中の障壁を取り除くことを求めているのである。まさに障害のある人が他の者との平等を獲得するために社会を変えていくことを謳っている。

### 2. 社会保障・税の一体改革

2012年に閣議決定された社会保障と税一体

改革だが、2012年8月には社会保障制度改革推進法が制定され、2013年8月に社会保障制度国民会議報告が発表された。その示す方向性は、自助と共助を中心とし公助はその補完的なものとしている。今国会で、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(案)の中で、増税された消費税から900億円ほどの基金を設け、精神科病棟の居住系施設への転換に充てる財源として確保しようとする動きもある。医療・介護サービスの一体改革が謳われているが、医療・介護の市場化をさらに大きく進めていく方向性でもある。

### 3. 生活保護をめぐる動き

昨年8月に生活保護基準の切り上げが行われ、12月の期末手当の削減、今年4月には2回目の基準切り下げが行われる(2015年4月には3回目の切り下げが予定されている)。3年かけて平均6.5%、最大10%の引き下げとなる。昨年の国会で成立した生活保護法改正や生活困窮者自立支援法には、貧困を自己責任と捉える考え方が強調され、扶養義務の強化等々、公的責任を後退させていく方向が示されている。

また、年金も3年間で2.5%削減されることになっており、消費税増税の中で生活の厳し

さが増していく。

#### 4. 病棟転換型居住系施設

昨年の精神保健福祉法が改正に伴って、厚生労働省内に「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」策定のための検討会が開催されていた。その検討会で病棟転換型居住系施設構想が提案され、社会的入院問題を病床転換により解決させようとする動きがある。障害者基本法に謳われている障害のある人の暮らし方の選択の権利が侵害されていく。

## II. やどかりの里の活動方針

45周年を迎えるやどかりの里をめぐる社会情勢はめまぐるしく変化しつつある。その中で、やどかりの里はどのような一步を踏み出すのか、大事な1年となる。

### 1. 障害者権利条約を实践点検の物差しに

障害者権利条約を学習しつつ、権利条約の示す内容でやどかりの里の实践を点検し、権利擁護のあり方について具体的に検討する。さらに、権利条約の水準で障害者施策を見ていく視点が求められる。他団体と協働しつつ障害者運動に積極的に関わっていく。

### 2. 社会保障の後退を押しとどめる運動に参画

やどかりの里のメンバーの多くが障害年金や生活保護が生活の基盤となっている。これらの削減は、やどかりの里のメンバー・家族にも大きな影響を及ぼす。そうした動きを共有し、影響を捕捉しながら、幅広い団体との協働での社会保障の後退を押しとどめる運動に参画していく。

### 3. 地域との協働

社会保障後退の動きや障害者施策の動向から、地域の中でやどかりの里の果たすべき役

割が大きくなっていくことが予測される。やどかりの里が活動する地域のニーズを把握するための取り組みを各事業所、研究所などが協力しながら進め、地域雑誌「よみさんぽ」の発行も含めて、50周年に向けたビジョンを描く第一歩とする。

### 4. 法人内の協働

やどかりの里の各活動を利用したいと希望する人たちは年々増加しつつある。しかし、それに比例して職員を増員できるわけではない。当事者・家族からは職員の多忙を指摘されることも多い。職員の果たすべき役割を担保しつつも、当事者・家族・役員等々の力が発揮できる法人運営を進める。やどかりミーティング、メンバー交流会、家族連絡会なども継続して行う。

また、コーラス隊や地域雑誌「よみさんぽ」の活動などを通して市内の幅広い団体とのつながりを強めていく。

### 5. 活動の質の担保、質の向上

やどかりの里の登録者のニーズは常に変化し、あるいは新たなニーズをもつ人が加わってくる。ニーズにどう応えていくのか、やどかりの里だけでは応えられない問題をどう社会化していくのか、そのための力量形成が求められている。そのためにワークショップ、セミナーなどを企画し、メンバー、家族、職員、外部の関係者などと学習を行い、活動の質の向上を図る。合わせて災害対策を含んだ危機管理体制、権利擁護の仕組みを構築する。

## III. やどかりの里の5つの課題と今年度の活動

### 1. 学習を進めていく課題

権利条約について深め合うこと、社会保障制度の動向について把握していくための学習を行う。同時にやどかりの里の实践の水準を高めていくための学習活動を行う。

また、3.11 東日本大震災から3年が経過し、その経験は風化しがちである。現地に学びつつ、災害から学ぶ視点を活動の中に位置づけていく。

## 2. 精神医療に関する課題

社会的入院を経験してきた人たちを多数受け入れてきたやどかりの里にとって、精神科病棟の居住系施設への転換問題は、看過できない。真に社会的入院問題が解決するための提言や社会的入院の人たちを地域に受け入れていく実践を続けていく。

## 3. 働く場を広げていく課題

毎年、やどかりの里の各事業所には働きたいという希望を持った人たちが参加してくる。これまでも多様な働き方を選択できるために地域の中で活動を展開してきたが、新たに参加してくる人たちの新たなニーズにこたえていく新たな働く場が求められている。その働く場が障害のある人のニーズとその地域のニーズに沿ったものであることが重要であり、その資源開発のための研修・研究を進め具体化していく。同時に各事業所の事業内容を点検しながら、働きやすい職場づくりを進め、工賃・賃金水準をあげていく。

## 4. 財政基盤を拡充していく課題

やどかりの里の各事業所の業務は、公的な責任のある障害者支援の仕事であり、そのための公費収入は活動を担保するための重要な財源であり、その拡充に向けた取り組みは継続していく。同時に現在の活動を充実させていくためには公費収入への依存度を下げていく必要もある。その財源づくりについて検討していく。

## 5. やどかりの里の活動の普遍化の課題

今年度はやどかりの里の45周年の節目となる。50周年を視野に入れたやどかりの里の中・長期計画の策定が必要であり、そのための調

査・研究活動を行う。社会に発信すべきやどかりの里の活動、地域社会から求められるやどかりの里の活動の方向性をやどかり研究所や多領域の人たちの力も借りつつ進めていく。

合わせて、音楽などの文化活動を通じてのつながりづくりも法人横断的に取り組んでいく。

## IV. 各事業別事業計画

### 1. 事務局

#### 1) 総務

公益社団法人としての運営は3年を経過し、必要な事務も的確に処理できるようになった。これからも法令を遵守し、様々な事業や活動を適正に管理運営していく。本年度は理事改選の年となる。総会は6月21日(土)開催予定。

法人全体の横断的活動である各種の特別委員会を組織し、とりまとめていく。

労働条件の整備に努め、職員の適正な配置や処遇など必要に応じて対応していく。

#### 2) 財務

公益法人会計基準を原則に、就労支援会計基準とあわせ法人全体の財務会計を処理していく。本年度の予算規模は約5億1千万円。

#### (1) 公的な資金について

やどかりの里の事業は運営費補助金、委託費、障害福祉サービス報酬を主たる収入として成り立っている。補助金や委託費は年間補助額が一定であるが、個別給付事業は実績に応じて請求し、入金は2か月後であるために、常に4,200万円の流動資産は必要となる。また消費税率の変更にも対応が必要である。顧問税理士と連携しつつ、的確な会計処理を行っていく。

#### (2) 資金獲得活動

寄付控除対象の団体としての公益法人の強みを活かし、広く寄付金獲得活動を行う。また新規の活動を起こすためには、さまざまな

補助金や助成金が必要となる。障害福祉分野だけではなく広い視野で情報収集に当たりたい。

## 2. 相談支援・生活支援

やどかりの里の3か所の障害者生活支援センターには、在宅中心に生活し、必要な支援が十分に届いていない障害のある人や家族から多くの相談が寄せられる。

今年度は、権利条約第19条に謳われているように他の者との平等を基礎として、誰とどこで暮らすかの権利、地域の中で支援を受けつつ孤立しないで生きる権利の実現を意識しながら進めていく。障害のある人やその家族が、地域において、多様なつながりの中で暮らすことを目指し、以下の5点に取り組む。

### 1) 心身の健康、高齢障害者への支援態勢の構築

単身者やグループホーム入居者の中には、身体疾患を併せ持つ人も多く、適切な支援を提供できるよう、特に単身生活者の生活の実態把握を進める。暮らしに必要な支援を届け、地域生活を継続できるよう支援する。また、谷間におかれる高齢障害者の地域生活支援についても問題を明らかにしつつ、支援を進める。

### 2) 多様なつながりの中で暮らしを支える

単身生活者やグループホーム入居者の地域生活を支えるため、個別的な支援の充実とともに仲間同士のつながりや、支え合いを生かした活動づくりを行う。3か所の活動支援センターでは、登録者のニーズに応じたグループ活動を進めるとともに、グループホームでは、居住地域ごとに入居者同士の交流を図る機会をつくる。

### 3) 地域に必要な新たな活動づくり

3か所の障害者生活支援センターに来所する相談者の中には、既存の資源やサービスでは充足されないニーズを抱えている人も少なくない。今年度は、相談者の現状から課題分析を行い、地域で必要とされる新たな活動づ

くりにつなげられるよう取り組む。

### 4) 地域移行支援の態勢づくり

さいたま市における地域移行支援連絡会議が昨年度より開始された。今年度は、新たに実施予定のピアサポーター事業が始まる。障害のある人の仕事づくりと合わせ、サポートステーションやどかりの機能を生かし、地域移行支援の態勢づくりを進め、社会的入院を余儀なくされている精神科病院の入院患者の退院支援、地域定着の支援を行っていく。

### 5) 区を意識したネットワークで届ける支援

地域で孤立した生活を送っている障害のある人や家族に必要な支援を届けるため、各区の関係機関との連携とネットワークにより、暮らしを支える態勢づくりを進める。

また、さいたま市全体の相談支援の質の担保に向け、今後各区でも複数の設置が見込まれる指定特定相談支援事業所との連携を図る。

## 3. 労働支援

障害者権利条約では、50条の条文によって、障害のある人が障害のない同世代の人と同等の暮らしを送る権利を有することが述べられている。労働に関しては、第27条で、障害のある人が利用しやすい環境を自由に選択し、労働によって生計を立てる権利を有することが認められている。日本は批准国となったが、現状はその権利を保障しているとは言い難い。批准国として、障害のある人の労働をどう考え、どう取り組んでいくのか、権利条約の水準を意識しながら活動していく。

### 1) 横断的な取り組み

昨年度より障害者優先調達推進法が施行され、地元企業や行政機関へのやどかりの里の商品や役務の周知・営業活動を前提に、就労支援事業所全体のパンフレットの作成を開始した。今年度は、このパンフレットを活用し、新たな仕事の受注やつながりづくりなど、法人内事業所の得手・特徴を活かし横断的に行う。また、埼玉県社会就労センターの斡旋で取り組んできた、他法人の事業所も含めた共

同受注の取り組みも継続していく。

## 2) 手続きの負担増を支える

4月から、障害福祉サービス利用する全員にサービス利用計画が必要となる。利用にかかる手続きがさらに煩雑となり、手続きの負担増やサービス利用の抑制などが危惧される。障害のある人の「働きたい」という希望を実現するために必要な支援を必要な時に受けられるよう、生活支援センターや他の関係機関と連携していく。

## 3) 自分に合った働き方を見つける支援

一昨年よりエンジュとやどかり情報館、就業室で連携して取り組んできた就労プログラム、合同面接会などの取り組みについては、今年度も継続しながら、自分に合った働き方を見つけるための支援を継続していく。

さいたま市内の就労支援事業所の定員が満員等で、就労を希望する障害のある人が選択できない状況が生まれつつある。地元企業とのつながりを深め、新たな就労先や実習先の開拓を進めていく。また、プロジェクト見沼で新たな事業起こしを検討中で、農業プロジェクト等、地域に根ざした労働支援の仕組みづくりについても、継続して取り組んでいく。

## 4) ビジョンづくりに向けて

所得保障を含めた「ディーセントワーク」を実現するための労働支援活動の中長期計画を立てる。そのために各事業所での話し合いや労働支援会議を活用し、学習や検討を進め、具体的なビジョンづくりを行う。

## 4. セルフヘルプネットワーク

### 1) 浜砂会

① 定例会・談話会・日帰り旅行・親睦会忘年会・新年会を実施する。

② 定例会・談話会等で見えてきた困難な課題については、職員を始め外部の専門家や各関係機関の協力を得ながら解決に向けて取り組む。

③ セルフヘルプネットワーク「浜砂会」として、法人内の組織として、さいたま市精

神障害者家族会連絡会及び埼玉県精神障害者家族会連合会とも情報を共有し、関係行事等には出来る範囲で参加して行く。

④ バザーをはじめとする法人の行事に協力していく。

今年度の日帰り旅行は4月26日に小江戸川越、親睦会は7月26日に新都心で行う予定。是非多くのご参加をいただき新会員の皆さまとご一緒に、楽しみを共有したいと考えている。

## 2) メンバー交流会

メンバー交流会を年間2回開催する。交流会実施に向けた企画会議を各事業所代表者などで組織し、運営していく。継続的に話し合い、多くのメンバーと知り合う機会となるような取り組みとする。

## 5. 特別委員会

### 1) バザー実行委員会

本年度もバザーを10月12日(日)に地域の協力を得て開催する。各事業所より担当者を選出し開催準備に当たる。

### 2) いきいきわくわく見沼拡張推進委員会

見沼の豊かな自然環境を活かし、医福食農連携で地域に資する事業を目指す「いきいきわくわく見沼プロジェクト」の推進を行う。また、助成金、寄付金など資金調達に関わる業務を遂行する。

### 3) 危機管理対策特別委員会

各事業所の防火管理責任者及び担当者を中心に委員会を組織し、予測されるさまざまな危機への管理と対策を具体化していく。

#### (1) 危機管理規則等の作成

法人全体の危機管理規則、マニュアルを活動実態に合わせて整備する。

#### (2) 個別マニュアルの整備

防災対策の他、情報セキュリティ、感染

症等個別事象について、担当チームを編成し、より実効性の高いマニュアル作成を行う。

(3) ヒヤリハットの集積・分析  
各活動で発生したヒヤリハットを集積し、分析をすすめ危機対策に反映させていく。

(4) 危機管理への周知、訓練の実施  
全体マニュアル等の整備と並行して、周知を進める。年1回程度、全体訓練を実施する。

(5) 各事業所における対策  
各事業所では、事業所ごとの訓練の他、近隣の避難訓練等に参加していく。また、登録者の災害時対応に関する情報を整備しておく

4) コンサート実行委員  
今後のやどかりの里のコンサートのあり方

について企画を含め継続的に検討していく。

5) 権利擁護委員会

障害者権利条約が批准され、障害のある人の権利を推進する法令が整備されている。権利擁護の実践を裏付け、支援の現場の共通基盤となるような倫理綱領策定を目的に、本年度も委員会を組織し検討していく。併せて、障害のある人の権利擁護の態勢づくりを目指し、具体的な指針づくりを進める。

6) 45周年記念事業実行委員会

1970年に活動を開始したやどかりの里は45周年を迎える。45年という節目を迎える中で、50周年を目指したやどかりの里のビジョンづくりを進める。合わせて委員会の中で記念行事や事業を検討し、推進していく。

< 2014年度組織図(案) >

